

平成 2 8 年度 公営企業の資金不足比率について

平成 1 9 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が成立し，地方公営企業の資金不足比率が導入されました。

公営企業の資金不足を，事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し，経営状況の深刻度を示します。**笠岡市のすべての公営企業において，資金不足はありません。**

○笠岡市の公営企業会計

- ・水道事業会計
- ・病院事業会計
- ・下水道事業会計
- ・土地造成事業会計
- ・工業団地造成事業会計